

平成30年第4回長久手市議会定例会議事日程（第1号）

平成30年11月29日(木)午前10時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 諸般の報告

- 1 意見書の処理結果について
- 2 議案の提出について
- 3 監査結果について
- 4 議員派遣の結果について
- 5 議案説明員について

第4 議案第61号平成30年度長久手市一般会計補正予算（第5号）から議案第76号市が洞保育園及び市が洞児童館の指定管理者の指定についてまで（議案の上程、提案者の説明）

平成30年第4回長久手市議会定例会議事日程（第2号）

平成30年11月30日(金)午前10時開議

第1 諸般の報告に対する質疑

第2 議案第61号から議案第76号まで  
(議案に対する質疑、委員会付託)

平成30年第4回長久手市議会定例会議事日程（第3号）

平成30年12月4日(火)午前9時30分開議

第1 一般質問  
（個人質問）

平成30年第4回長久手市議会定例会議事日程（第4号）

平成30年12月5日(水)午前9時30分開議

第1 一般質問  
（個人質問）

平成30年第4回長久手市議会定例会議事日程（第5号）

平成30年12月6日(木)午前9時30分開議

第1 一般質問  
（個人質問）

平成30年第4回長久手市議会定例会議事日程（第6号）

平成30年12月21日(金)午前10時開議

第1 議案第61号から議案第76号まで

（委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論採決）

## 総務委員会

議案番号	件名
議案第61号	平成30年度長久手市一般会計補正予算（第5号）
議案第66号	長久手市部設置条例の一部を改正する条例について
議案第67号	長久手市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
議案第68号	長久手市職員のサービスの宣誓に関する条例及び長久手市行政不服審査法関係手数料条例の一部を改正する条例について
議案第69号	長久手市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例について
議案第70号	長久手市の長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例について

## 教育福祉委員会

議案番号	件名
議案第62号	平成30年度長久手市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
議案第63号	平成30年度長久手市介護保険特別会計補正予算（第2号）
議案第64号	平成30年度長久手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
議案第72号	長久手市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について
議案第73号	長久手市母子・父子家庭医療費支給条例の一部を改正する条例について
議案第74号	長久手市福祉の家温泉交流施設及び田園バレー交流施設の指定管理者の指定について
議案第75号	長久手市福祉の家デイサービスセンターの指定管理者の指定について
議案第76号	市が洞保育園及び市が洞児童館の指定管理者の指定について

## くらし建設委員会

議案番号	件名
議案第65号	平成30年度長久手市下水道事業会計補正予算（第2号）
議案第71号	長久手市自転車の安全利用の促進に関する条例の制定について

## 長久手市議会会議規則の一部を改正する規則（案）

改正後	改正前
<p>(委員の議案修正)</p> <p>第67条 委員が修正案を発議しようとするときは、その案をあらかじめ委員長に提出しなければならない。</p> <p>(分科会又は小委員会)</p> <p>第68条 委員会は、審査又は調査のため必要があると認めるときは、分科会又は小委員会を設けることができる。</p> <p>(連合審査会)</p> <p>第68条の2 委員会は、審査又は調査のため必要があると認めるときは、他の委員会と協議して連合審査会を開くことができる。</p>	<p>(委員の議案修正)</p> <p>第67条 委員が修正案を発議しようとするときは、その案をあらかじめ委員長に提出しなければならない。</p> <p>(連合審査会)</p> <p>第68条 委員会は、審査又は調査のため必要があると認めるときは、他の委員会と協議して連合審査会を開くことができる。</p>

### 附 則

この規則は、平成31年1月1日から施行する。

## 長久手市議会委員会に関する条例の一部を改正する条例（案）

改正後	改正前
<p>（常任委員の所属並びに常任委員会の名称、委員の定数及びその所管）</p> <p>第3条（略）</p> <p>2 常任委員会の名称、常任委員の定数及び所管は、次表のとおりとする。</p> <p>【別記1 参照】</p>	<p>（常任委員の所属並びに常任委員会の名称、委員の定数及びその所管）</p> <p>第3条（略）</p> <p>2 常任委員会の名称、常任委員の定数及び所管は、次表のとおりとする。</p> <p>【別記1 参照】</p>

### 【別記1】

#### 改正後

名称	委員定数	所管
総務委員会及び教育福祉委員会の項（略）		
くらし建設委員会	6人	くらし文化部、建設部、農業委員会の所管に関する事項
<u>予算決算常任委員会</u>	<u>17人</u>	<u>予算決算に関する事項</u>

#### 改正前

名称	委員定数	所管
総務委員会及び教育福祉委員会の項（略）		
くらし建設委員会	6人	くらし文化部、建設部、農業委員会の所管に関する事項

### 附 則

この条例は、平成31年2月19日から施行する。

# 平成31年第1回定例会 会期日程(案)

## 現行予定

月日	曜日	会期32日間		
2月	19	火	開会 本会議(上程・説明)	
	20	水	本会議(質疑・付託)	
	21	木	休会日	
	22	金	本会議(一般質問)	
	23	土		
	24	日		
	25	月	本会議(一般質問)	
	26	火	本会議(一般質問)	
	27	水	予備日	
	28	木	休会日	
3月	1	金	予算委員会	
	2	土		
	3	日		
	4	月	予算委員会	
	5	火	予備日	中学校卒業式
	6	水	予備日	
	7	木	休会日	
	8	金	常任委員会	
	9	土		
	10	日		
	11	月	常任委員会	
	12	火	常任委員会	
	13	水	予備日	定期・行政監査
	14	木	予備日	
15	金	休会日		
16	土			
17	日			
18	月	議会運営委員会		
19	火	休会日	例月出納	
20	水	休会日	小学校卒業式	
21	木			
22	金	本会議(討論採決) 閉会		

## 変更案

日付	曜日	会期32日間
19	火	開会 本会議(上程・説明)
20	水	本会議(質疑・付託)
21	木	休会日
22	金	本会議(一般質問)
23	土	
24	日	
25	月	本会議(一般質問)
26	火	本会議(一般質問) 散会后、予算決算委員会
27	水	常任委員会 終了後、予算決算委員会分科会A
28	木	休会日
1	金	予算決算委員会分科会A
2	土	
3	日	
4	月	常任委員会 終了後、予算決算委員会分科会B
5	火	予備日
6	水	予算決算委員会分科会B
7	木	休会日
8	金	常任委員会 終了後、予算決算委員会分科会C
9	土	
10	日	
11	月	予算決算委員会分科会C
12	火	予備日
13	水	予備日
14	木	予算決算委員会
15	金	休会日
16	土	
17	日	
18	月	議会運営委員会
19	火	休会日
20	水	休会日
21	木	
22	金	本会議(討論採決) 閉会